

## 浜松市いじめ問題対策連絡協議会要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定により策定された浜松市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体の連携を図るため、浜松市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、連携を図るために必要な内容を協議する。

- (1) いじめ防止等の対策に関すること。
- (2) いじめ防止等の対策の調査研究に関すること。
- (3) いじめ防止等の啓発活動に関すること。
- (4) その他いじめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は委員11人以内で組織し、次に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- (1) 市立小学校を代表する者
- (2) 市立中学校を代表する者
- (3) 浜松市教育委員会事務局指導課長又はその指名する職員
- (4) 静岡県私学協会西部支部長又はその指名する職員
- (5) 浜松市こども家庭部児童相談所長又はその指名する職員
- (6) 静岡地方法務局浜松支局長又はその指名する職員
- (7) 静岡県警察本部浜松市警察部庶務課長又はその指名する職員
- (8) 浜松市民生委員・児童委員連絡協議会長又はその指名する民生委員・児童委員
- (9) 浜松人権擁護委員協議会長又はその指名する人権擁護委員
- (10) 浜松市青少年健全育成会連絡協議会長又はその指名する者
- (11) 浜松市PTA連絡協議会長又はその指名する者

### (意見の聴取)

第4条 協議会は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、浜松市こども家庭部次世代育成課に置き、庶務を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。